

上田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

1 制定の趣旨

平成 29 年 5 月 17 日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の非常勤職員として新たに会計年度任用職員制度が導入され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるとともに、法改正に伴う関係条例の所要の改正を行うため、本条例を制定する。

2 制定の背景

- ・ 地方の厳しい財政状況が続く中、多様な行政需要に対応するため、地方公務員の臨時・非常勤職員は年々増加し、教育、子育てなど様々な分野で任用され、地方行政の重要な担い手となっている。
- ・ しかしながら、臨時・非常勤職員の任用方法等については、現行法制度上、明確に定められておらず、地方公共団体によって取扱いが様々であった。また、処遇面においても報酬及び費用弁償のみの支給で、手当が支給できないなど制度上の課題があった。
- ・ こうしたことから、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職及び臨時的任用の適正を確保するとともに、一般職の会計年度任用職員の任用、給付等に関する制度が整備されたことから、当市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

3 条例案の概要

- ・ フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当
常勤職員との権衡を図り、給料及び手当（生計費を補填する扶養手当等を除く）を支給する。
- ・ パートタイム会計年度任用職員の報酬
フルタイム会計年度任用職員との権衡を図り、当該職員の給料に準じた報酬を支給するとともに、当該職員の各種手当の支給要件に該当する場合は、当該手当を報酬として支給する。
- ・ パートタイム会計年度任用職員の費用弁償
フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給要件に該当する場合は、当該手当を費用弁償として支給する。

4 施行期日等

- ・ 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

- ・ 法改正に伴う関係条例の一部改正

地方公務員法の改正に伴い、上田市職員の給与に関する条例ほか9条例の所要の改正を行う。